

軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いの特例に関する確認申請の手引き

《目次》

- 1 申請方法の概要・・・P2
- 2 サービス担当者会議について・・・P5
- 3 軽度者申請書提出日の取扱いについて・・・P6
- 4 事例別申請の流れ・・・P7



栃木県栃木市

高齢介護課 介護保険係

1. 申請方法の概要

(1) 軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて

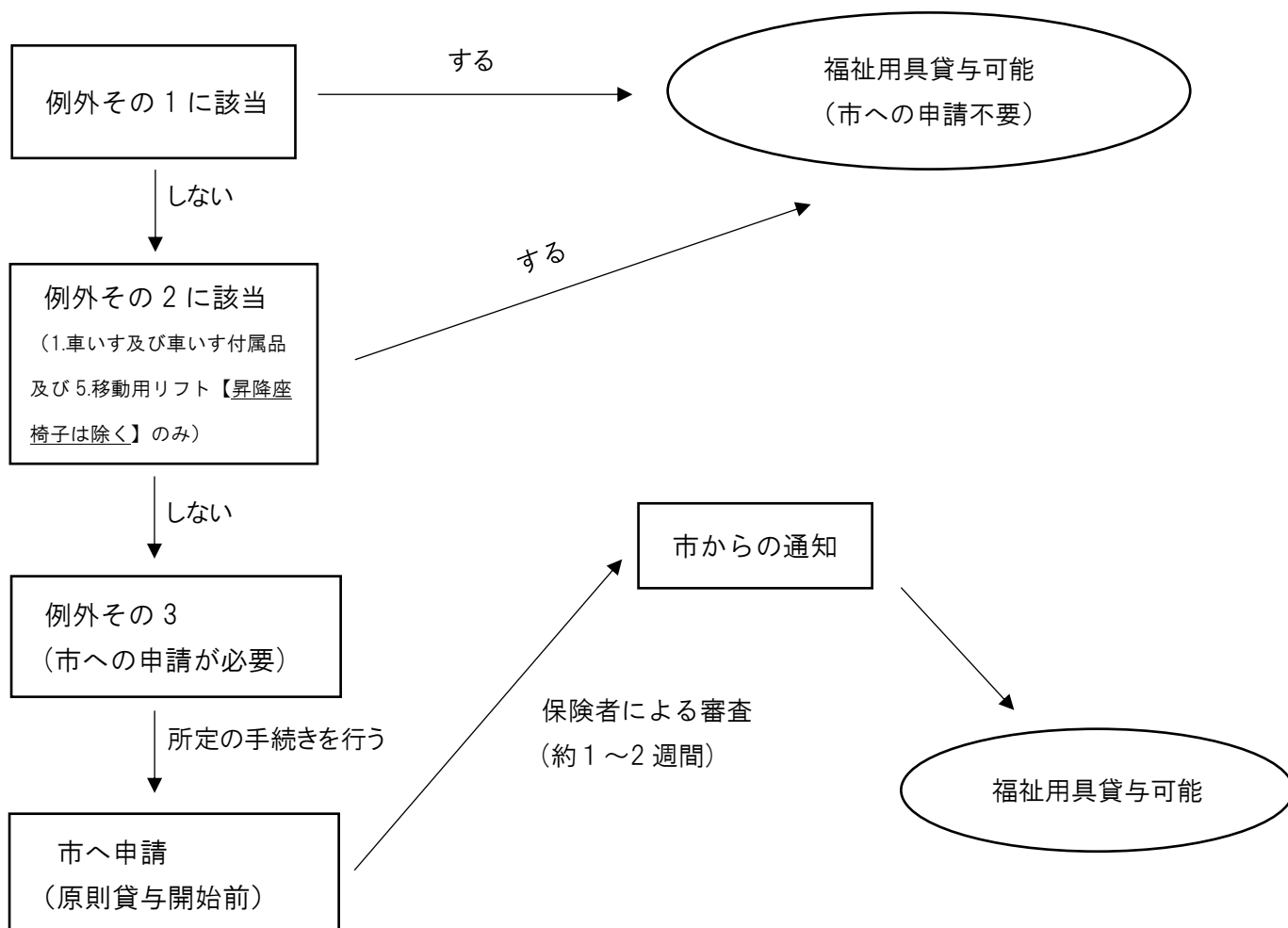
要介護状態区分が要支援 1・要支援 2・要介護 1（6.自動排泄処理装置については、要介護 3 まで）の人は、原則として次の福祉用具を利用することはできません。

- 1.車いす及び車いす付属品
- 2.特殊寝台及び特殊寝台付属品
- 3.床ずれ防止用具及び体位変換器
- 4.認知症老人徘徊感知器
- 5.移動用リフト
- 6.自動排泄処理装置

しかし、次のそれぞれの例外を検討し、上記 1～6 までの福祉用具の利用が想定される状態像に該当する場合は、利用することができます。

(2) 対象外種目を保険給付の対象として位置づける方法について

●大まかな判断の手順



例外その 1 認定調査票(基本調査)の結果による確認方法

認定調査票のうち基本調査の直近の結果が、それぞれの福祉用具ごとに定められている結果に該当する場合は、福祉用具の利用が可能です。基本調査の直近の結果については、情報提供請求によって確認してください(別表 1)。その場合、市への申請は不要となります。なお、必要に応じて随時、その必要性の判断の見直しが必要になります。

例外その 2 適切なケアマネジメントによる確認方法

例外その 1 のうち、「1.車いす及び車いす付属品」については、「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる場合」であることを、「5.移動用リフト※」については、「生活環境において段差の解消が必要と認められる場合」であることを、主治医から得た情報及び軽度者の状態像について、福祉用具専門相談員のほか、適切なケアマネジメントに基づいて、ケアマネジャーまたは地域包括支援センターの担当職員が判断した場合は、「1.車いす及び車いす付属品」「5.移動用リフト※」の利用が可能です。その場合、市への申請は不要となります。なお、必要に応じて随時、その必要性の判断の見直しが必要になります。

※「5.移動用リフト」のうち、昇降座椅子は「例外その 2」の対象に含まれませんので、「例外その 1」にあてはまらない場合は「例外その 3」へ進んでください。

例外その 3 市へ申請による確認方法

例外その 1、例外その 2 によっても、1～6 までの福祉用具の利用が想定される状態像に該当しないが、「なお必要性が想定される状態像」に該当し、次の①～④の手順を行った場合は、福祉用具の利用が可能です。

①医学的な所見の収集(留意事項通知第二の9の(2)の①のウ)

- i. 疾病などにより、状態が変動しやすく、日・時間帯により頻繁に必要である

例：パーキンソン病の治療薬による On・Off 現象 等

- ii. 疾病などにより、状態が急速に悪化し、短期間のうちに必要性が確実に見込まれる

例：がん末期の急速な状態悪化 等

- iii. 疾病などにより、身体への重大な危険性や症状の重篤化の回避等医学的判断から必要

例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障がいによる誤嚥性肺炎の回避 等

ケアマネジャーまたは地域包括支援センターの担当職員は、上記の(i)～(iii)いずれかの状態に該当することが医師の医学的な所見に基づき判断されていることを(ア)～(ウ)いずれかの方法により収集し、その内容と医師の氏名及び収集年月日を居宅サービス計画【第 2 表】の「生活全般の解決すべき課題(ニーズ)」欄及び「健康状態について」欄に記入します。

(ア)主治医意見書による収集

主治医に対して、主治医意見書の特記事項に、必要性が想定される状態像の記載を求めるよう利用者に伝え、(例：〇〇の身体状況により△△機能の低下が見込まれるため特殊寝台及び付属品の使用が必要である)ケアマネジャーは開示請求等によりその写しを入手する。

別表 1 福祉用具の利用が想定される状態像

品目	利用が想定される状態像	認定調査票のうち基本調査の直近の結果
1.車いす及び車いす付属品	日常的に歩行が困難な場合	・基本調査1-7「3.できない」
2.特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する場合 ・ア 日常的に起き上がりが困難な場合 ・イ 日常的に寝返りが困難な場合	・基本調査1-4「3.できない」 ・基本調査1-3「3.できない」
3.床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な場合	・基本調査1-3「3.できない」
4.認知症老人徘徊感知器	次のいずれにも該当する場合 ・ア 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある場合 ・イ 移動において全介助を必要としない場合	・基本調査3-1「1.調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 または 基本調査3-2～基本調査3-7いずれか「2.できない」 または 基本調査3-8～基本調査4-15のいずれか「1.ない」以外 ・その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 ・基本調査2-2「4.全介助」以外
5.移動用リフト(つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する場合 ・ア 日常的に立ち上がりが困難な場合 ・イ 移乗が一部介助または全介助を必要とする場合	・基本調査1-8「3.できない」 ・基本調査2-1「3.一部介助」または「4.全介助」
6.自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する場合 ・ア 排便が全介助を必要とする場合 ・イ 移乗が全介助を必要とする場合	・基本調査2-6「4.全介助」 ・基本調査2-1「4.全介助」

※「5.移動用リフト」のうち昇降座椅子については、「イ 移乗」で判断してください。(昇降座椅子は「床からの昇降」を補助するものであるため

(イ)医師の診断書による収集

利用者が「必要性が想定される状態像」の原因となっている疾病等の主治医から「必要性が想定される状態像」が記載された診断書を取得し、ケアマネジャーまたは地域包括支援センターの担当職員に提出してもらう。
(ただし、利用者が診断書料を負担する場合があることにご注意ください。)

(ウ)ケアマネジャーまたは介護予防支援事業所の担当職員が医師から聴取することによる収集

「必要性が想定される状態像」の原因となっている疾病等の主治医から、面談、電話等により聴取する。聞き取った担当者、内容、日付及び担当医氏名を任意の用紙に記入し提出する。

②サービス担当者会議等の開催

ケアマネジャーまたは地域包括支援センターの担当職員は、収集した医師の医学的な所見をもとに、サービス担当者会議等を開催し、必要性を検証します。また、収集した医学的な所見は、サービス担当者会議の要点【第4表】または介護予防支援経過記録に記載してください。

③市町村による確認

ケアマネジャーまたは地域包括支援センターの担当職員は、「軽度者に対する福祉用具貸与確認依頼書」に必要な書類を添えて、高齢介護課に提出してください。

高齢介護課は、居宅介護支援事業所または介護予防支援事業所に対し、確認依頼の要否の結果を通知します。

④定期的なサービス担当者会議の開催

ケアマネジャーまたは地域包括支援センターの担当職員は、必要に応じて随時、サービス担当者会議等を開催し、継続して福祉用具貸与の必要性を検証してください。

2. サービス担当者会議について

●サービス担当者会議は必ず医師の医学的な所見を収集した上で開催してください。

※サービス担当者会議の開催の後に医学的所見を収集した場合、医学的所見をもとにサービス担当者会議が開催されたとみなすことができないため介護給付の算定はできません。改めてサービス担当者会議を開催し、その日以降からが、算定可能の始期となります。

●収集した医学的所見は、①収集日時、②聞き取り内容、③収集した担当者氏名、④医師氏名を任意の書面に記載すると共に、サービス担当者会議の要点にも記載をお願いいたします。

●新規、更新及び区分変更申請中で、被保険者が軽度者に該当するか分からない場合でも、必ず医学的所見の収集を行い、暫定でのサービス担当者会議を開催した上で市へ特例確認の依頼をお願いいたします。

3. 軽度者申請書提出日の取扱いについて

①新規での福祉用具貸与開始の場合

- 市への申請書の提出は、原則貸与開始よりも前をお願いいたします。市からの通知に基づき、算定の可否をご確認ください。
- 退院等で、急遽福祉用具の貸与が必要となった場合は、貸与を開始した月の末日までに申請書をご提出ください。
- 認定結果が出るまでに利用を開始する必要がある場合は、認定結果が出る前に暫定ケアプランを添付し、申請書を提出していただき、市が書面等で確認し、その要否を判断し、通知いたします。
- 申請書の提出が遅れた場合、申請した月の初日までしか算定期間の遡及はできません。
※月末の貸与開始で、当月中の申請が難しい場合は事前にご連絡ください。

②介護認定の更新で軽度者に該当し、引き続き福祉用具の貸与をする場合

- 更新後の認定開始月の月末までに市へ軽度者申請をお願いいたします。
※申請書の提出が遅れた場合は、提出をした月の初日が算定開始日になります。
例)令和7年2月1日からの認定期間の場合は、令和7年2月28日までに提出することで、令和7年2月1日まで、算定期間の遡及が可能です。提出日が令和7年3月中の場合は令和7年3月1日が算定期間の初日になり、令和7年2月中は算定不可となりますので、ご注意ください。

③介護認定区分変更後、軽度者に該当し、引き続き福祉用具の貸与をする場合

- (1)既に市へ軽度者申請をしていて、算定可能の通知を持っている方が、区分変更により介護度が重くなった、もしくは区分変更が却下になった場合、当該福祉用具で想定される状態像に変化が無いようであれば市への申請は不要になります。その際算定可能期間の末日は、新しい認定期間の末日に変わりますのでご注意ください。
- (2)(1)と同様の場合で、当該福祉用具で想定される状態像に変化があった場合、もしくは介護度が軽くなった場合は、認定日から30日以内に、軽度者申請の提出をお願いいたします。その際、従来の認定で持っていた算定可能通知の写しを添付してください。認定の初日まで遡及し算定可能となります。
- (3)区分変更により軽度者ではなかった方が軽度者に該当した場合は、認定日から30日以内に所定の軽度者申請の手続きを行ってください。区分変更の申請日まで遡及し算定となります。

※詳しくは、4.事例別申請の流れをご確認ください。

4.事例別申請の流れ

1 新規での貸与開始

【認定期間中】

医学的所見の収集→サービス担当者会議開催→市までの確認申請→市より通知→貸与開始

原則貸与開始前までに

●担当者会議開催日～認定期間の末日まで算定となります。

【認定期間中に急遽貸与が必要になった場合】

医学的所見の収集→サービス担当者会議開催→貸与開始→市までの確認申請→市より通知

貸与開始当月末までに

●担当者会議開催日まで遡って認定期間の末日まで算定となります。

2 介護認定更新後の貸与継続

【認定結果が新しい認定期間より前に出た場合】

認定結果通知→医学的所見の収集→サービス担当者会議開催→市までの確認申請

(この2つは順不同)

新しい認定期間当月末までに

→市からの通知

●認定期間初日～認定期間の末日まで算定となります。

【更新申請中で軽度者に該当するか不明な場合】

医学的所見の収集→サービス担当者会議開催→市までの確認申請→市からの通知

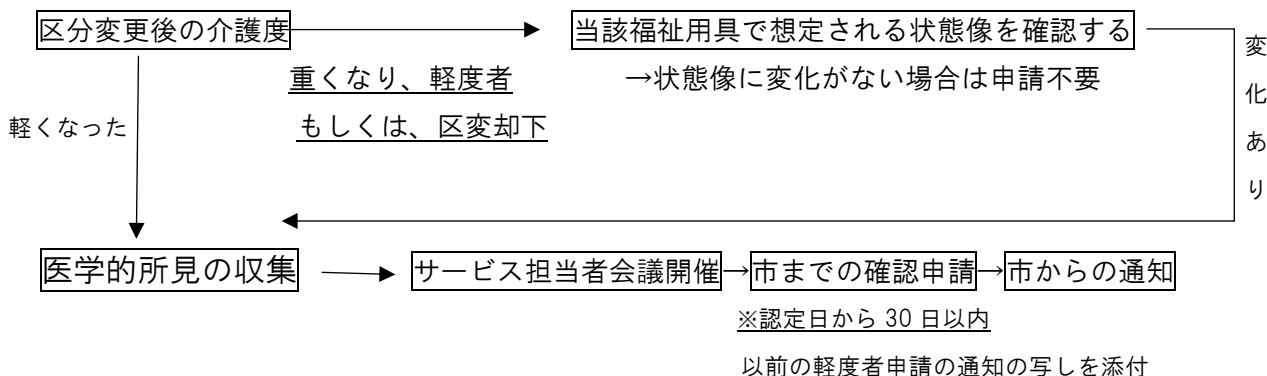
新しい認定期間当月末

まで(認定が出る前でも可)

●暫定ケアプランをもとに、認定初日から認定期間の末日まで算定となります。

3 介護認定区分変更後の貸与継続

【従来の介護認定で軽度者申請をしていた場合】



●区分変更の申請日まで遡及し、認定期間初日から新しい認定期間末日まで算定となります。

※区分変更により軽度者ではなかった方が軽度者に該当した場合は、認定日から30日以内に所定の軽度者申請の手続きを行ってください。区分変更の申請日まで遡及し算定となります。